

重要事項説明書（医療保険）

1.事業所の概要

事業所名 所在地	アース訪問看護ステーション 福岡県飯塚市口原 50-7
医療機関コード	5590475
サービス提供地域	田川市・田川郡(川崎町・糸田町・福智町・添田町・大任町・赤村・香春町)・ 飯塚市・嘉穂郡(桂川町)・嘉麻市・直方市・鞍手郡(鞍手町・小竹町)・宮若 市・北九州市(離島は除く)

2.事業所の職員体制等

職 種	従事する業務	人 員
管 理 者	業務全般の管理	1 名
サービス担当職員	サービス担当	5 名以上
内 訳	看 護 師	4 名以上(常勤 4 名以上、非常勤 0 名以上)
	准看護師	1 名以上
	理学療法士	0 名
	作業療法士	1 名以上(常勤 1 名以上)

3.営業時間

営 業 日	日曜日休み(お盆 8/13～8/15、年末年始 12/30～1/3)
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

※ そ の 他 時 間 に 応 じ る 。 必 要 に 応 じ て 休 日 対 応 。

運営の方針

- (1)訪問看護の実施に当っては、利用者の心身の特性を踏まえて、健康・日常生活動作の維持、向上を図るとともに利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。
- (2)事業の実施に当っては、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。

4.サービスの内容

- (1)「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。
①病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事及び排泄等日常生活の世話④褥瘡の予防 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア ⑦認知症の看護
⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置
- (2)事業者は、利用者のご希望する日程により訪問看護サービスを提供します。

5.利用者負担金

利用者からいただく利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額で下記のとおりです。

利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行いたします。現金又はご指定の金融機関口座からの引き落とし(銀行 27 日、郵便局 27 日)とさせていただきます。

◆利用者負担金(医療保険法定利用料)

(1)後期高齢者医療保険

■1か月の自己負担額 (令和4年10月1日から)

負担割合	負担区分	自己負担限度額（月額）	
		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
3割	現役並みⅢ	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1％ 〔過去12か月以内に世帯単位の高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降は、140,100円〕	
	現役並みⅡ	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1％ 〔過去12か月以内に世帯単位の高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降は、93,000円〕	
	現役並みⅠ	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％ 〔過去12か月以内に世帯単位の高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降は、44,400円〕	
2割	一般Ⅱ	6,000円＋（総医療費－30,000円）×10％または18,000円のいずれか低い方 〔年間限度額144,000円 （■高額療養費（外来年間合算）参照）〕	57,600円 〔過去12か月以内に世帯単位の高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降は、44,400円〕
1割	一般Ⅰ	18,000円 〔年間限度額144,000円 （■高額療養費（外来年間合算）参照）〕	
	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

※1ヶ月に支払った利用者負担金が、負担限度額を超えた場合は、超えた金額を市区町村へ申請致しますと、超えた金額が高額療養費として支給されます。

(2)国民健康保険

(3)社会保険(被用者保険) ※いずれも医療費控除の対象となります。

◆その他の利用料(1時間ごとに加算)

項 目	内 訳	金 額
休日料金	営業日以外に訪問した場合	0 円

6.サービスに関する苦情窓口

- (1)当事業所が行う訪問看護サービスについてのご相談・苦情については、下記相談窓口で承ります。
- (2)当事業所以外に、市役所、区役所の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

当事業所が提供する訪問看護サービスについての相談・苦情窓口
 電 話 :0948-43-2620 FAX :0948-43-2621
 担 当 : 平生 仁志
 ご不明な点は、お気軽におたずね下さい。

7.緊急時および事故発生時の対応方法

- (1)緊急時および事故発生時にあつては、緊急対応のうえ利用者の主治医へ連絡し医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡いたします。
- (2)当事業所の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を見とめられる損害賠償については速やかに対応します。なお、当事業所は訪問看護事業者総合補償制度に加入しております。
- (3)24 時間対応について
 1. 電話連絡を受け、状態をお聞きし下記の様に対応いたします。
 - (1) 訪問による対応をする。
 - (2) 状態により電話対応のみとなることもあります。
 - (3) 緊急性が高い場合、救急車要請をお願いすることもあります。
 2. 自宅に伺うまで、ある程度の時間を要します

8.秘密の保持

当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は硬く秘密を保持します。従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

9.訪問時間の変更、休みについて

基本的に訪問時間の変更、休みがないように努力いたしますが、事故、病気、担当者会議、研修、学会などでやむを得ず、訪問実施時間を変更及び欠席する場合には、管理者の許可を受けます。その上でご利用者様の許可を頂くこととします。また、道路交通の状況により訪問時間が多少前後する場合や状況によっては行けない場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

10.看護・リハビリテーションの実施について

訪問看護ステーションにおける看護師及び理学療法士等は、医師の指示書に基づく処置、治療を実施することとなりますので、医師の指示に基づく処置、治療を拒否された場合、医師と協

議の上、治療を中止させていただく場合がございます。

また、今後、何らかの理由により、ご利用者様が治療に満足されない場合には、事業所の提供できるサービスが不十分であるとみなし、不本意ではありますが、医師と協議の上、契約を解除させていただきます。あらかじめご了承ください。

12.その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- (1)看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- (2)看護師等は老人保健法上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されていますので、ご了承ください。
- (3)看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。